

自主管理作業責任者資格認定要領

制 定 平成 24 年 1 月 20 日 交施第 538 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 3 月 6 日 交施第 1154 号（部長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、請負工事等自主管理作業要領（平成21年9月7日交施第375号）第 3 条に規定する自主管理作業責任者（甲種）、自主管理作業責任者（乙種）及び安全確認者（以下「自主管理作業責任者等」という。）の資格認定について、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第 2 条 横浜市交通局（以下「当局」という。）発注の施設の建設、改良、整備及び保全に係る請負工事及び委託業務並びに当局が指定した近接施工（以下「請負工事等」という。）のうち、技術管理部及び工務部が監理をする営業線内又は近接区域で行われる請負工事等に従事する自主管理作業責任者等の資格認定については、この要領に定めるところによる。

第 2 章 資格認定

（申請資格）

第 3 条 次の各号に掲げる資格認定を申請できる者は、当該各号に定めるところによる。

（1）自主管理作業責任者（甲種）

申請年度の 4 月 1 日を基準とし、3 年以上の軌道工事（うち、1 年以上の営業線内軌道工事を含む。）の実務経験を有し、申請会社と直接的かつ恒常的雇用関係にある社員であって、かつ、ア又はイのいずれかに該当する者とする。

なお、実務経験日数は実作業日数とし、1 年度の実務経験日数が 60 日未満の場合は、1 年の実務経験とは認めない。

- ア 申請年度の 4 月 1 日の前日までの過去 10 年間に、1 年度の実務経験日数 60 日以上の営業線内軌道工事を連続 3 年以上経験し、かつ通算 300 日以上経験した者
- イ 申請年度の 4 月 1 日の前日までの過去 10 年間に、営業線内軌道工事を通算実務経験日数 400 日以上経験した者

（2）自主管理作業責任者（乙種）

申請日を基準とし、申請する請負工事等に類する工事、委託及び近接施工の従事期間が通算 3 年（36 か月）以上、かつ、当該期間における実作業日数が通算 180 日以上の実務経験を有する、元請会社と直接的かつ恒常的雇用関係にある社員とする。

なお、従事期間とは、これらの業務に携わっていた期間全体をいい、実作業日数とは、従事期間のうち実際に業務を行った日数（現場作業に限らず、関連する屋内外での業務を含む。）をいうとともに、複数の請負工事等において従事した期間が重複する場合は、当該重複期間を二重に計上しない。

また、本号にいう申請する請負工事等に類する工事、委託及び近接施工には、鉄道関係以外の請負工事等も含むものとし、営業線内又は近接区域以外で行うものも対象とする。

(3) 安全確認者

申請日を基準とし、申請する請負工事等に従事する元請会社の社員又は一次下請会社の社員とする。

- 2 前項における社員とは、正社員、契約社員、嘱託社員又は転籍出向社員を基本とするが、在籍出向社員についても、出向契約が恒常的であり、かつ、当該出向者が出向先の指揮命令下において出向先業務に従事していることを受注者が証明できる場合には、社員として取り扱うことができる。この場合において、受注者は、これらを証明する書類（出向契約書の写し等）を、第5条第1項及び同条第2項第1号に規定する「直接的かつ恒常的雇用関係が確認できる書類」として提出するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、技術管理部若しくは工務部に属する課の長又は保守管理所長（以下「所長等」という。）が特別に認めた者については、資格認定を申請することができる。
- 4 営業線内軌道工事の実務経験日数とは、原則として終列車後から始発列車の間で、実際に営業線の線路内の軌道工事に従事した日を実務経験1日として換算し、その累計とする。
- 5 自主管理作業責任者資格認定を取り消された者は、申請資格がないものとする。

(申請受付時期)

第4条 自主管理作業責任者（甲種）の認定申請は、1年に1回受付期間を設けて実施し、申請希望者には適切な方法により必要事項を周知する。

なお、自主管理作業責任者（甲種）の認定後、自主管理作業責任者（甲種）の資格が必要な請負工事等を契約した場合に必要な契約後現場認定教育の申請は、請負工事等の契約後速やかに行うものとする。

- 2 自主管理作業責任者（乙種）の認定申請は、自主管理作業責任者（乙種）の資格が必要な請負工事等を契約した後、速やかに行うものとする。
- 3 安全確認者の認定申請は、安全確認者の資格が必要な請負工事等を契約した後、速やかに行うものとする。
- 4 前3項のほか、特段の事情がある場合で所長等が承諾した場合に限り、別途申請を受け付けることができるものとする。

(申請手続き)

第5条 自主管理作業責任者（甲種）を必要とする請負工事等を受注しようとする者が資格認定を申請する際は、次の書類を提出するものとする。

提出書類	部数	提出先
自主管理作業責任者資格認定申請書（様式－1甲）	1部	工務部長
工事経歴書（様式－2甲）		
直接的かつ恒常的雇用関係が確認できる書類 （所属会社の雇用証明書の写し等）		
証明写真（電子データ JPEG方式20KB～1MB程度） ※申請日から1年以内に撮影したものとする。		
医学適性診断書（視力、聴力、心臓、血圧） （様式－3甲） ※医学適性診断書の有効期間は1年とする。		

※自主管理作業責任者の資格認定証の有効期間内であっても、医学適性診断書の有効期間を超えてから新たに請負工事等の契約をした場合、契約した請負工事等の契約期間で有効な医学適性診断書を改めて提出しなければならない。

2 自主管理作業責任者（乙種）又は安全確認者を必要とする請負工事等を受注した者が資格認定を申請する際は、次の書類を提出するものとする。

(1) 自主管理作業責任者（乙種）

提出書類	部数	提出先
自主管理作業責任者資格認定申請書（様式－1乙）	1部	監督員又は担当職員（以下「監督員等」という。）の属する部の部長
請負工事等経歴書（様式－2乙）		
直接かつ恒常的雇用関係が確認できる書類（所属会社の雇用証明書の写し等）		
証明写真（電子データ JPEG方式20KB～1MB程度） ※申請日から1年以内に撮影したものとする。		

(2) 安全確認者

提出書類	部数	提出先
安全確認者資格認定申請書（様式－1安）	1部	監督員等の属する所長等
証明写真（電子データ JPEG方式20KB～1MB程度） ※申請日から1年以内に撮影したものとする。		

3 自主管理作業責任者の申請手続きで提出される書類は、受取確認書（様式－4甲、乙）により発注者と受注者の相互で提出状況を確認するものとする。

（認定教育の実施）

第6条 資格認定申請者のうち、前条の書類の内容が適正と認めた者に対し、自主管理作業責任者（甲種）の全体共通認定教育については工務部長が、自主管理作業責任者（甲種）の契約後現場認定教育及び自主管理作業責任者（乙種）については技術管理部又は工務部の部長（以下「部長」という。）が、安全確認者については所長等が次のとおり認定教育を行うものとする。

認定教育（自主管理作業責任者（甲種））	
教育内容	時限数（時間は目安）
全体共通認定教育（定期開催 1回/年）	
適性試験（クレペリン検査）	1検査（1時間）
鉄道技術に関する講義	各講義 （通算4.5時間）
鉄道運行及び工事の安全に関する講義	
主要な基準・規程類に関する講義	
理解度確認試験	1試験（0.5時間）
計	6時間
契約後現場認定教育（申請があった際に開催）	
鉄道運行及び工事の安全に関する講義	各講義（1日）
契約した請負工事等に必要な基準・規程類に関する講義	
線路閉鎖工事責任者の要件を備えるための講習※	
保守用車両等における資格取得 （保守用車両使用要領の定めによる）	監督員等の指示による
現場における実務講習（夜間を含む）	
計	1日以上

※横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程第5条第2項第2号に規定する講習

認定教育（自主管理作業責任者（乙種））	
教育内容	時限数
乙種認定教育（申請があった際に開催）	
鉄道運行及び工事の安全に関する講義	各講義（1日）
基準・規程類に関する講義	
保守用車両等における資格取得 （保守用車両使用要領の定めによる）	監督員等の指示による
現場における実務講習（夜間を含む）	
計	1日以上

認定教育（安全確認者）	
教育内容	時限数
安全確認者講習（申請があった際に開催）	
鉄道運行及び工事の安全に関する講義	講義（半日）
計	半日

- 2 前項に規定する安全確認者の認定教育は、自主管理作業責任者（甲種）の契約後現場認定教育又は乙種認定教育の教育内容にある「鉄道運行及び工事の安全に関する講義」の受講をもってこれに代えることができる。
- 3 契約後現場認定教育又は乙種認定教育（安全確認者講習を含む）は、原則として請負工事等の契約後に1請負工事等ごとに実施するものとし、当該請負工事等に該当する路線について必要な講習を行うものとする。
- 4 自主管理作業責任者（乙種）の申請者が、自主管理作業要領第5条第3項に基づき線路閉鎖工事責任者（横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程（昭和47年11月2日交通局達第102号。以下「線路閉鎖規程」という。）第9条に規定する線路閉鎖工事責任者をいう。以下同じ。）を兼務することが必要となる場合には、乙種認定教育に併せて、線路閉鎖規程第5条第2項第2号に規定する線路閉鎖工事責任者の要件を備えるための講習を実施することができる。

（講師の任命）

- 第7条 前条に規定する自主管理作業責任者（甲種）及び自主管理作業責任者（乙種）の認定教育の講義及び試験の実施にあたり、部長は、自主管理作業責任者講師任命簿（様式-5）により講師を任命するものとする。
- 2 安全確認者の認定教育については所長等が自主管理作業責任者講師任命簿（様式-5）により講師を任命するものとする。ただし、前項により任命された講師が安全確認者講習を行う場合は、この限りでない。
 - 3 前2項の任命期間は、任命した年度の末日までとする。

（教育の省略）

- 第8条 次の各号に掲げる場合においては、所長等の了承を得て乙種認定教育の一部若しくは全部又は安全確認者講習を省略することができる。
- (1) 乙種認定教育（安全確認者にあつては安全確認者講習。以下この条において同じ。）を受講したうえで、自主管理作業責任者（乙種）又は安全確認者（以下この条において「自主管理作業責任者（乙種）等」という。）の資格を有し請負工事等の施工中にある者が、

- 新たに別請負工事等において自主管理作業責任者（乙種）等の資格を申請する場合
- (2) 乙種認定教育を受講した請負工事等の自主管理作業責任者（乙種）等の資格認定証の有効期間が満了してから3か月以内である者が、新たに別請負工事等において自主管理作業責任者（乙種）等の資格を申請する場合
 - (3) 現に施工中の請負工事等において、自主管理作業責任者（乙種）等の資格を有する者が、同一現場で対象となる工作物等に一体性の認められる随意契約による請負工事等（以下「随意契約による継続工事」という。）において自主管理作業責任者（乙種）等の資格を申請する場合
 - (4) 年間契約を必要とする管内一円工事等において自主管理作業責任者（乙種）等の資格を有する者が、随意契約により継続して同様の工事等の自主管理作業責任者（乙種）等の資格を申請する場合
 - (5) 乙種認定教育受講したうえで、自主管理作業責任者（乙種）等の資格を有し請負工事等の施工中にある者が、当該請負工事等の期間の延長により自主管理作業責任者（乙種）等の資格延長を申請する場合
- 2 前項の規定により乙種認定教育を省略した場合においても、規程類の制定及び改廃により、自主管理作業責任者等に関係する規程類に変更が生じた場合は、第20条の規定に基づき、必要な教育を行うものとする。

（資格認定）

- 第9条 自主管理作業責任者（甲種）は、あらかじめ第4条第1項及び第5条により資格認定を申請した者の中から、第6条第1項に規定する全体共通認定教育の結果をもとに、工務部長が、総合的に判定し認定する。
- 2 自主管理作業責任者（乙種）は、工事契約後に第4条第2項及び第5条により資格認定を申請した者の中から、認定教育（自主管理作業責任者（乙種））を実施した上で、部長が、総合的に判断し認定する。
 - 3 安全確認者は、あらかじめ申請した者の中から、第6条第1項に定める安全確認者講習を実施した上で、所長等が、認定する。
- なお、自主管理作業責任者（甲種）の契約後認定教育及び自主管理作業責任者（乙種）の資格認定申請を行っている者の安全確認者の申請及び認定は不要とする。

（資格認定の合否判定基準）

- 第10条 自主管理作業責任者等の合否判定基準は、次の各項による。
- 2 自主管理作業責任者（甲種）における適性検査の判定基準は、横浜市交通局高速鉄道係員の適性検査に関する規程（昭和48年10月交通局達第82号）に準ずるものとする。また、適性検査の結果が適性検査実施基準（昭和48年10月交通局達第82号）の合格基準に満たない場合、再検査を行うことができる。
 - 3 自主管理作業責任者（乙種）は、申請書類を確認の上、当局の講習を良好に受講し、修了した者を認定する。
 - 4 安全確認者は、当局の講習を良好に受講し、修了した者を認定する。

（資格認定証の交付）

- 第11条 工務部長は、自主管理作業責任者（甲種）の資格認定結果について、受注者あて通知書（様式－6甲）を交付するとともに、認定された自主管理作業責任者には、氏名、資格認定日を記載した資格認定証（様式－7）を交付する。
- 2 部長は、自主管理作業責任者（乙種）の資格認定結果について、受注者あて通知書（様式－6乙）を交付するとともに、認定された自主管理作業責任者には、氏名、資格認定

日を記載した資格認定証（様式－7）を交付する。

- 3 乙種の資格認定証を甲種に変更しようとするときは、新たに第4条、第5条及び第9条の規定より、申請及び認定手続きを行うものとする。
- 4 部長は、資格認定及び自主管理作業責任者資格認定証の交付について、自主管理作業責任者申請者集計表（様式－8甲、乙）により管理するものとする。
- 5 所長等は、安全確認者の資格認定結果について、受注者あて通知書（様式－6安）を交付するとともに、認定された安全確認者に、氏名、適用期間等を記載した安全確認者証（様式－7）を交付する。

（資格認定の申請事項の変更）

第12条 第5条第1項又は第2項の規定により提出された自主管理作業責任者等の申請事項について変更が生じた場合は、申請手続きを行った者が該当する事項についての変更届を速やかに提出するものとする。

- 2 監督員等は、自主管理作業責任者（甲種及び乙種）申請者集計表（様式－8甲、乙）の備考欄に記載内容が変更になった旨を記載するものとする。

（資格認定証の効力及び有効期間）

第13条 自主管理作業責任者及び安全確認者の資格認定証の効力発生及び有効期間は次のとおりとする。

- (1) 自主管理作業責任者（甲種）は、全体共通認定教育を終了し資格認定証を交付された後、契約後現場認定教育を申請（様式－9甲）し、その受講をもって、当該請負工事等についての効力を発生する（請負工事等の期間を延長した場合も効力は継続する。）。

なお、契約後現場認定教育の受講が完了したときは、監督員は自主管理作業責任者（甲種）契約後現場認定教育受講完了通知書（様式－9甲－2）により、請負人に通知するものとする。

- (2) 自主管理作業責任者（甲種）の資格認定証の有効期間は、認定日から起算して3年間とする。

なお、資格認定証の有効期間を超えて請負工事等を継続するときは、資格認定証の更新手続きを行うものとする。

- (3) 自主管理作業責任者（甲種）の資格を有する者が、出向等により資格認定証に記載された会社と異なる会社で契約後現場認定教育を受講しようとするときは、申請に先立ち、第25条に規定する再交付手続きにより、新たな資格認定証の交付を受けるものとする。

- (4) 自主管理作業責任者（乙種）は、部長の資格認定をもって、その請負工事等についての効力発生とする。

また、資格認定証の有効期間は当該請負工事等の期間内とする。

- (5) 安全確認者は、請負工事等の契約後に該当する路線の必要な講習（安全確認者講習）を申請し、その受講をもって、その請負工事等についての効力発生とする。

また、安全確認者証の有効期間は当該請負工事等の期間内とする。

- (6) 前各号について、部長及び所長等は必要と認められる場合に有効期間の短縮を行うことができる。

- 2 自主管理作業責任者又は安全確認者の資格認定を受けた者が資格申請要件を満たさなくなった場合には、その資格は失効する。

- 3 監督員等は、前項、第21条若しくは第23条に規定された事由が発生したとき、又は資格認定証の有効期間の満了等によりその効力を失ったときは、受注者に対し速やかにそ

の旨を報告させたいえ、資格認定証を返納させるものとする。

- 4 監督員等は、自主管理作業責任者（甲種及び乙種）申請者集計表（様式－8甲、乙）の備考欄に失効事由を記載するものとする。

（緊急修理における資格認定手続きの特例）

第13条の2 現に契約中の請負工事等において自主管理作業責任者（甲種）、自主管理作業責任者（乙種）又は安全確認者の資格を有する者が、別途契約により当該請負工事等の施工範囲に含まれる対象設備又は施設等の緊急修理を自主管理作業として実施する必要があるにもかかわらず、資格認定手続きに必要な期間を確保することができない場合は、次の各号に掲げる事項のすべてを適用し、当該緊急修理に係る資格認定手続きを行うことができる。

- (1) 資格認定を申請する際は、次の書類を提出するものとする。

保有資格	提出書類	備考
自主管理作業責任者 （甲種）	自主管理作業責任者（甲種）契約後現場認定教育申請書（様式－9甲）	
	自主管理作業責任者認定証（甲種）の写し	
自主管理作業責任者 （乙種）	自主管理作業責任者（乙種）資格認定申請書（様式－1乙）	経歴等、雇用関係及び本人同意欄は記入不要
	自主管理作業責任者認定証（乙種）の写し	
安全確認者	安全確認者資格認定申請書（様式1－安）	
	安全確認者証の写し	

- (2) 契約後現場認定教育、乙種認定教育及び安全確認者講習は省略する。
(3) 資格認定は、申請対象者が有効な資格認定証を保有していることを監督員等が確認することで、当該緊急修理に係る資格認定を行ったものとみなす。
(4) 自主管理作業責任者認定証（乙種）及び安全確認者証の交付は省略する。この場合において、現に保有している有効な資格認定証が当該緊急修理においても有効であるものとみなす。
(5) 前各号は、緊急修理の契約1件ごとに行うものとする。

第3章 資格認定の更新等

（資格認定の更新手続き）

第14条 自主管理作業責任者（甲種）は、第4章に定める認定の停止中、取消、その他工務部長又は部長が更新を認めない者を除き、資格認定証を更新することができる。

- 2 資格認定証の更新手続きは、有効期限が満了する前に第4条第1項により設けられる受付期間を申請受付期間とし、有効期間満了までに更新認定教育（甲種）を受講するものとする。

（自主管理作業責任者資格認定証更新申請書等の提出）

第15条 前条により、自主管理作業責任者（甲種）の所属する会社等が資格認定証の更新を申請しようとする時は、次の書類を提出するものとする。

提出書類	部数	提出先
自主管理作業責任者資格認定申請書（様式－1甲）	1部	工務部長
工事経歴書（様式－2甲）		
直接的かつ恒常的雇用関係が確認できる書類 （所属会社の雇用証明書の写し等）		
証明写真（電子データ JPEG方式20KB～1MB程度） ※申請日から1年以内に撮影したものとする。		
医学適性診断書（視力、聴力、心臓、血圧） （様式－3甲） ※医学適性診断書の有効期間は1年とする。		
自主管理作業責任者認定証（甲種）の写し		

※自主管理作業責任者の資格認定証の有効期間内であっても、医学適性診断書の有効期間を超えてから新たに請負工事等の契約をした場合、契約した請負工事等の契約期間で有効な医学適性診断書を改めて提出しなければならない。

- 2 更新申請手続きで提出される書類は、受取確認書（様式－4甲）により発注者と受注者の相互で提出状況を確認するものとする。
- 3 自主管理作業責任者（甲種）の資格を有する者が、出向等により資格認定証に記載された会社と異なる会社で更新申請手続きを行う場合は、第1項に規定する提出書類のほか、出向等を証明する書面（出向契約書の写し等）を提出するものとする。

（資格認定証更新時の認定教育）

第16条 工務部長は、更新申請者のうち、前条の書類の内容が適正と認めた者に対し、次のとおり更新認定教育（甲種）を行うものとする。

更新認定教育（自主管理作業責任者（甲種））	
教育内容	時限数（時間は目安）
全体共通認定教育（有効期限満了前開催 1回/年）	
適性試験（クレベリン検査）	1検査（1時間）
鉄道運行及び工事の安全に関する講義	各1講義 （通算3.5時間）
基準・規程類に関する講義（主要・改正のあったもの）	
理解度確認試験	1試験（0.5時間）
計	5時間
契約後現場認定教育（申請後に随時開催）	
鉄道運行及び工事の安全に関する講義（安全確認者講習）	各講義（1日）
契約した請負工事等に必要の基準・規程類に関する講義	
保守用車両等における資格取得 （保守用車両使用要領の定めによる）	監督員等の指示による
現場における実務講習（夜間を含む）	
計	1日以上

（更新に伴う資格認定）

第17条 更新に伴う資格認定は、第9条第1項の規定を準用する。

- 2 更新に伴う資格認定の合否判定基準は、第10条第2項の規定を適用する。

(更新に伴う資格認定証の交付及び有効期間)

第18条 更新に伴う資格認定証の交付は、第11条第1項の規定を準用する。

- 2 更新に伴う資格認定証の有効期間は、前条による認定日にかかわらず従前の資格認定証の有効期限の翌日から3年間とする。
- 3 資格認定の更新申請が有効期間内に行われ、かつ第16条に規定する全体共通認定教育を受講し試験に合格した場合には、更新後の資格認定証の発行が従前の資格認定証の有効期間満了日を過ぎた場合であっても、認定の効力は継続しているものとみなす。
- 4 更新に伴う資格認定証の資格認定日は、前条による認定日をもって記載するが、認定の効力は従前の資格認定証の有効期間満了日から連続しているものとする。
- 5 認定の効力が継続している期間中は、当該認定に基づく業務・資格の行使に支障はないものとする。
- 6 その他、更新に伴う資格認定証の効力及び有効期間については、第13条第1項第1号、第3号及び第6号を準用する。

(認定教育の再受講)

第19条 次の各号に掲げる者は、乙種認定教育受講日から3年を経過する日までに再度乙種認定教育(安全確認者にあつては安全確認者講習。以下この条において同じ。)を受講しなければならない。

- (1) 乙種認定教育を受講後、継続して3年以上自主管理作業責任者(乙種)又は安全確認者の資格を有する者(請負工事等の期間延長により該当することとなった場合を含む。)
 - (2) 第8条第1項各号の規定により乙種認定教育を省略した場合において、乙種認定教育受講日から3年を経過する日に自主管理作業責任者(乙種)又は安全確認者の資格を有する者
- 2 前項の規定による乙種認定教育の再受講の申請は、様式-9乙により行うものとする。
 - 3 乙種認定教育の再受講が完了したときは、監督員は乙種認定教育再受講完了通知書(安全確認者講習再受講完了通知書)(様式-9乙・安-2)により、請負人に通知するものとする。

(規程類の変更に伴う教育)

第20条 所長等は、規程類の制定及び改廃により、自主管理作業責任者等に関係する規程類に変更が生じた場合は、各認定教育の機会を捉え、自主管理作業責任者等に対し必要な教育を行うものとする。

第4章 資格認定の停止、取消、再交付、その他

(自主管理作業責任者資格認定の停止)

第21条 所長等は、自主管理作業責任者として資格認定した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、自主管理作業責任者の資格認定を停止することができる。

- (1) 自主管理作業責任者として講じるべき安全管理体制の不備により、重大な事故等が発生したと判断したとき又は、その恐れのある状態を生じさせたと判断したとき。
- (2) 自主管理作業責任者の資格によらず従事した他の請負工事等において、事故等が発生し、事故等に係る起因又は重大な過失責任を問われたとき。
- (3) 請負工事等自主管理作業要領第6条に定められている自主管理作業責任者の任務を

怠ったとき。

(4) 監督員等から是正指示を受けていたにもかかわらず、改善が見られないとき。

(5) 第19条第1項の規定に基づく認定教育の再受講をしなかったとき。

(6) 前5号のほか、所長等が必要と判断したとき。

2 所長等は、自主管理作業責任者の資格認定を停止する際、工事監督簿等で受注者に通知するものとする。

(自主管理作業責任者資格認定停止の解除)

第22条 所長等は、自主管理作業責任者資格認定停止の解除を行うときは、前条第1項各号(第5号を除く。)の事由に対して工事監督簿等で監督員等が指示した指導の完了及び再発防止教育の有効性を確認し、その結果により資格認定停止の解除を行うものとする。

2 前条第1項第5号の事由より資格認定の停止を受けた者が、第19条第1項の規定に基づき認定教育を再受講したときは、所長等は当該資格認定の停止を解除するものとする。

(自主管理作業責任者資格認定の取消)

第23条 部長は、自主管理作業責任者として資格認定した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、自主管理作業責任者資格認定を取り消すことができるものとする。

(1) 自主管理作業責任者として、講じるべき安全管理体制の著しい不備により極めて重大な事故等が発生したとき。

(2) 自主管理作業責任者の資格によらず従事した他の請負工事等において、重大な事故等が発生し、事故等に係る起因又は極めて重大な過失責任を問われたとき。

(3) 虚偽の申請により資格認定を受けていたことが判明したとき。

(4) 前3号のほか、自主管理作業責任者として相応しくない行為や職務遂行に支障をきたす場合がある等で、部長が必要と判断したとき。

(状況調査)

第24条 監督員等は、自主管理作業責任者の対応状況について、必要に応じて調査を実施するものとする。

2 調査結果は必ず書面で記録に残し、自主管理作業責任者の対応に不適切な状況があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(再交付手続き)

第25条 資格認定証を紛失、毀損等の理由で再交付する場合は、再交付申請手続きにより随時再交付する。

2 資格認定証の再交付を申請するときは、次の書類を提出するものとする。

(1) 自主管理作業責任者(甲種)

提出書類	部数	提出先
自主管理作業責任者資格認定証再交付申請書 (様式-10甲)	1部	工務部長
証明写真(電子データ JPEG方式20KB~1MB程度) (申請日から1年以内に撮影したものとする。)		
※直接的かつ恒常的雇用関係が確認できる書類 (出向契約書の写し等)		
※自主管理作業責任者認定証(甲種)の写し		

※第13条第1項第3号の規定による再交付申請手続きの場合はこれらも提出

(2) 自主管理作業責任者（乙種）

提出書類	部数	提出先
自主管理作業責任者資格認定証再交付申請書 （様式－10乙）	1部	監督員等の 属する部の 部長
証明写真（電子データ JPEG方式20KB～1MB程度） ※申請日から1年以内に撮影したものとする。		

(3) 安全確認者

提出書類	部数	提出先
安全確認者証再交付申請書（様式－10安）	1部	監督員等の 属する所長 等
証明写真（電子データ JPEG方式20KB～1MB程度） ※申請日から1年以内に撮影したものとする。		

3 資格認定証の交付及び効力は第11条及び第13条を準用する。

4 再交付の場合の有効期間は、従前の有効期間とする。

5 再交付した場合は、資格認定証に再交付した日付及び「再交付」を記載する。

（請負工事等の期間の延長等に伴う手続き）

第26条 請負工事等の期間の延長により、自主管理作業責任者資格認定証（乙種）（安全確認者にあつては安全確認者証。以下この条において単に「資格認定証」という。）の有効期間を延長する場合は、次の書類を提出するものとする。

(1) 自主管理作業責任者（乙種）

提出書類	部数	提出先
自主管理作業責任者資格認定申請書（様式－1乙）	1部	監督員等の属 する部の部長
自主管理作業責任者認定証（乙種）の写し		

(2) 安全確認者

提出書類	部数	提出先
安全確認者証資格認定申請書（様式－1安）	1部	監督員等の属 する所長等
安全確認者証の写し		

2 資格認定及び資格認定証の交付は第9条第2項及び第3項並びに第11条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定により提出された申請書等を監督員等が確認し、資格認定証の有効期限の記載内容を変更する必要がある場合は、資格認定証の交付を省略し従前の資格認定証を継続して使用する。

4 前項の確認により、資格認定証の有効期限の記載内容を変更する必要がある場合は、第1項に定める提出書類のほか、証明写真1部（（電子データ JPEG方式20KB～1MB程度。申請日から1年以内に撮影したものとする。）を提出するものとし、新たな有効期限を記載した資格認定証を交付する。

5 現に施工中の請負工事等において、自主管理作業責任者（乙種）又は安全確認者の資格を有する者が、随意契約による継続工事において自主管理作業責任者（乙種）又は安全確認者の資格を申請する場合の手続きは前4項を準用する。

6 前各項までの規定による申請における乙種認定教育は第8条第1項第3号及び第5号並びに同条第2項による。

(その他)

第27条 資格に関する、申請書類、理解度確認試験及び適性検査等に関する受講者情報の一切は、合否の判定以外に使用しない。

2 この要領に定めのない事項その他自主管理作業責任者資格の認定に関し必要と認められる事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日、経過措置)

この要領は、平成26年1月23日から施行する。

この要領による改正後の第5条の申請資格は施行日以後に申請する者について適用し、施行日の前日までに申請した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年12月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により、現に工務部長より自主管理作業責任者の資格認定証(甲種)の交付を受けている者は、改正後の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により技術管理部長より自主管理作業責任者の認定証(甲種)の交付を受けた者とみなす。

3 この要領の施行の際改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により、現に自主管理作業責任者の認定証(甲種)の交付を受けている者は、この要領の施行後最初の更新認定教育(甲種)で認定証の更新申請を行えば、更新後の自主管理作業責任者の認定証(甲種)の効力が発生するまでの間は引き続き自主管理作業責任者(甲種)の任務を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により、すでに資格認定の手続きを行っているものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により、現に技術管理部長より自主管理作業責任者の資格認定証(甲種)の交付を受けている者は、改正後の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により工務部長より自主管理作業責任者の認定証(甲種)の交付を受けた者とみなす。
- 3 この要領の施行の際改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により、現に技術管理部長に自主管理作業責任者(甲種)の認定申請書を提出したものは、改正後の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により工務部長に自主管理作業責任者(甲種)の認定申請書を提出したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規程により、現に所長等から安全確認者証の交付を受けている者は、改正後の自主管理作業責任者資格認定要領の規程により所長等より安全確認者証の交付を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規定により交付された資格認定証については、継続して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に改正前の自主管理作業責任者資格認定要領の規定に基づいて行われた認定手続きは、なお従前の例による